

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 3 月 2 日

【報告者の名称】 三国商事株式会社

【報告者の所在地】 東京都港区西新橋三丁目 8 番 3 号 ランディック新橋ビル 4 階

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目 8 番 3 号 ランディック新橋ビル 4 階

【電話番号】 03(3438)1021(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 森本 昇

【縦覧に供する場所】 三国商事株式会社
(東京都港区西新橋三丁目 8 番 3 号 ランディック新橋ビル 4 階)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、三国商事株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、MKホールディングス株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称： MKホールディングス株式会社

所在地： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、2026年2月27日付の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本「(2) 意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて非上場会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として、2025年11月5日に設立された株式会社であるとのことです。本書提出日現在、アイ・シグマ・キャピタル株式会社(以下「アイ・シグマ・キャピタル」といいます。)によって管理・運営されるアイ・シグマ事業支援ファンド4号投資事業有限責任組合(以下「アイ・シグマ事業支援ファンド4号」といいます。)が公開買付者の発行済株式の全部を所有しているとのことです。なお、公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及びアイ・シグマ・キャピタルの親会社である丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)のいずれも、本書提出日現在、当社株式を所有していないとのことです。

アイ・シグマ・キャピタルは、2000年9月に総合商社である丸紅の100%出資により設立され、プライベートエクイティ投資等及びその関連業務全般を行っているとのことです。アイ・シグマ・キャピタルは、親会社である丸紅の総合商社としての幅広い業種における機能・ネットワークを活用し、幅広い業種の国内企業(上場企業を含みます。)への出資(原則マジョリティ出資)を行っているとのことであり、商社業務を営む当社と同様に、商社である昭光通商株式会社(以下「昭光通商」といいます。)(化学品・合成樹脂・金属製品等の研究・開発・製造・販売)を始めとして、ゴールドバック株式会社(飲料受託製造)、株式会社日東コーン・アルム(冷凍ケーキを中心とした菓子類の製造)、株式会社ショクカイ(食品卸売)、株式会社ミスズライフ(ぶなしめじの生産・販売)、株式会社和コーポレーション(金属加工業、各種産業装置製造業)、ミニター株式会社(電動マイクログラインダー等の製造販売・仕入販売)を含む合計26件(本書提出日現在)の投資実績(全てマジョリティ出資)を有するとともに、海外向けを含む営業・マーケティング、海外進出、原料調達、人材採用、経営戦略策定・再構築、経営管理体制の構築・整備、資本政策立案、M&A・提携等への支援を行うことで、単なる資金の提供にとどまらない事業パートナーとして、投資先企業と共同で企業価値向上に努めているとのことであり、現在までにアイ・シグマ事業支援ファンド4号を含む合計で6本のパイアウトファンド、ベンチャーキャピタルファンドの設立及び運用を行ってきたとのことです。アイ・シグマ・キャピタルは、上記の企業価値向上を通じ、国内企業が日本経済において果たす優れた製品・サービスを供給する技術力やブランド力の継承・発展、雇用創出や地域経済への貢献に寄与したいと考えているとのことです。

公開買付者は、2026年2月27日、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年2月27日付で、()当社の主要株主かつ筆頭株主である株式会社レゾナック(以下「レゾナック」といいます。)との間で、その所有する当社株式の全て(所有株式：792,500株、所有割合(注1)：13.27%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(レゾナック)」といいます。)を、()当社の主要株主かつ第2位株主である株式会社プロテリアル(以下「プロテリアル」といいます。)との間で、その所有する当社株式の全て(所有株式：755,666株、所有割合：12.66%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(プロテリアル)」といいます。)を、()当社の第6位株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社(以下「伊藤忠丸紅鉄鋼」といいます。)との間で、その所有する当社株式の全て(所有株式：254,000株、所有割合：4.25%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)」といいます。)を、()当社の株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)との間で、その所有する当社株式の全て(所有株式：50,000株、所有割合：0.84%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(三菱UFJ銀行)」といいます。)を、それぞれ締結しているとのことです。したがって、公開買付者は、レゾナック、プロテリアル、伊藤忠丸紅鉄鋼及び三菱UFJ銀行(総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)が所有する当社株式の全て(所有株式：1,852,166株、所有割合：31.02%)について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)及び本応募契約(三菱UFJ銀行)(総称して、以下「本応募契約」といいます。)の詳細につきましては、下記「(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、()当社の株主名簿に記載された2026年1月30日現在の当社の発行済株式総数(6,000,000株)から、()同株主名簿に記載された2026年1月30日現在当社が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいうとのことです。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、3,980,000株(所有割合：66.66%)を買付予定数の下限と設定しているとのことであり、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているとのことです。買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限は、発行済株式総数(6,000,000株)から当社が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に係る議決権数(5,970個)に3分の2を乗じた数(3,980個)に当社の単元株式数(1,000株)を乗じた数(3,980,000株)としているとのことです。これは、本取引において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が当社の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものであるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、本公開買付けの決済の開始日の5営業日前までに、アイ・シグマ事業支援ファンド4号から1,481,000,000円を上限として出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、三菱ＵＦＪ銀行から2,629,000,000円を上限として借入れ(以下「本銀行融資」といいます。なお、融資元の三菱ＵＦＪ銀行と応募株主としての三菱ＵＦＪ銀行は、三菱ＵＦＪ銀行内で情報遮断がなされていることを確認しており、本取引の公正性は確保されております。))により賄うことを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱ＵＦＪ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。なお、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式が担保に供されることが予定されているとのことです。

公開買付者は、当社を完全子会社化することを目的としているため、本公開買付けにより当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。))を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとし、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。))を実施することにより、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。))を取得することを予定しているとのことです。

当社は、2026年2月27日付の当社取締役会において、下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の意思決定の過程に係る詳細については、当社2月27日に公表した「ＭＫホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、1941年6月に三国電気株式会社として設立され、電気・機械関連製品を中心とした商社業務を開始いたしました。その後、事業内容の拡充等に伴い、1951年12月に商号を三国株式会社へ変更し、1955年4月には現在の三国商事株式会社へ商号を変更いたしました。また、当社は1962年6月には本社を東京都港区浜松町に移転するとともに、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))市場第二部に株式を上場し国内各地への営業拠点の展開及び海外子会社の設立等により事業領域を拡大いたしました。1978年7月に東京証券取引所を上場廃止となり、社団法人日本証券業協会の店頭管理銘柄に指定されました。その後、1999年10月には社団法人日本証券業協会の気配公表銘柄(グリーンシート銘柄)に指定され、2017年9月29日には気配公表銘柄(グリーンシート銘柄)としての指定を自主的に取り消し、2017年10月1日に株主コミュニティ(注1)の組成をするに至りました。また、その後、2025年4月に、当社は本社を東京都港区西新橋に移転しました。

(注1) 「株主コミュニティ」とは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、2015年5月に創設された非上場株式の流通取引・資金調達の制度であり、証券会社が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める仕組みです。

当社及び連結子会社2社で構成される企業グループ(以下「当社グループ」といいます。))は、国内外において、電線関連製品(加工付電線、電子機器用電線、巻線等)、化成品関連製品(銅張積層板、合成樹脂、半導体・電子部品等)及び金属関連製品(表面処理鋼板、薄板、電磁鋼板等)の販売(事業)を行う商社です。

そして、当社グループは、電機・電子機器・自動車・インフラ分野など、幅広い分野に関わる商社として、電気絶縁材料・各種ケーブル製品・特殊鋼板等、B to B ビジネスを中心に展開し業容を拡大し、「果敢に挑戦し、お客様と共に新しい時代を切り拓く！」をモットーに、国内外で事業活動を展開しております。

一方で、当社グループが事業を営む、電線関連製品、化成品関連製品及び金属関連製品の販売市場においては、()従来当社が得意としていた民生関連分野(家電、PC、スマホ等の、一般消費者による家庭での使用を目的とした製品を製造する分野)については、海外企業が生産する製品が日本国内市場においても競争力を増していること、及び原材料価額の高騰に起因した仕入費の更なる高騰も見込まれていること、()自動車関連分野及びエネルギー・インフラ分野については、エネルギー・原材料価格の高騰や関税政策の見直しにより、厳しい事業環境が続くと考えております。

また、当社グループは商品の仕入・販売に注力した事業展開を行っているのに対して、同業他社には仕入・販売事業のみならず、在庫・物流事業や加工事業等の付加価値の高いサービスを提供することで競業他社と差別化を図り、継続的に高収益を上げている企業もあることを踏まえて、当社グループにおいても、今後は、従来の仕入・販売事業に加えて、電線関連製品、化成品関連製品及び金属関連製品を総合的に扱う当社グループの強みを活かしつつ既存のサービスとは異なる高い付加価値を提供可能なサービスを提供する必要があると考えております。加えて、多様化する顧客ニーズに対応する観点から、海外も含めて調達ネットワークを強化及び多様化させ、またそれに合わせてコンプライアンス体制の強化を図る必要があると考えております。

これまでも当社グループにおいては2021年度以降、国内及び海外の不採算拠点の整理・統合、不採算事業からの撤退、外部リソースの活用により自社の人的・物的・経済的リソースの配分の見直しと業務の効率化、コンプライアンス強化等を実施、検討し、一定の成果を上げてまいりました。具体的には、このような施策を開始する前の2020年度から2024年度までの期間において、売上高前年度比平均成長率9.9%、経常利益前年度比年平均成長率57.7%を実現し、連結株主資本も2020年度比19.2億円増加させ、企業価値を向上させてまいりました。一方で、当社の経営陣は、主要取引先の業界再編による取引の剥落や企業規模の違いに基づく投資のための資金力の差を肌で感じており、当社グループの現有の経営資源のみでは、今以上に迅速かつ十分な成長戦略を実行するには限界があると感じており、競争力を保つことが困難であることを再認識するに至りました。このような事業環境の中、当社グループとしては、付加価値の高い事業領域の拡大を通じて収益力を強化し、かつ全てのステークホルダーから信頼される会社としての企業価値の向上のために、外部パートナーの経営資源を活用することにより、(a)ガバナンスの向上とコンプライアンス精神の徹底、(b)既存の流通機能に加えて新たな付加価値を提供可能な戦略の実行、(c)適切な粗利率の確保と業務の生産性向上による利益獲得、(d)主に国内外の仕入機能の拡充による安定した資本構造の構築が必要不可欠と認識するに至りました。

そこで、当社は、2024年12月中旬以降、上記の課題の克服及び企業価値向上を目的として、外部パートナーとの協業を通じて、当社を取り巻く事業環境を踏まえて当社グループが成長を果たしていくための方策に関するさまざまな検討を進めてきました。具体的には、三菱UFJ銀行コーポレート情報営業部財務開発室(以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。)からPEファンド及び事業会社複数社を紹介され、2025年3月中旬に三菱UFJ銀行財務開発室同席のもと、アイ・シグマ・キャピタルを含むPEファンド3社とそれぞれ面談を実施し、当社のおかれた業界環境や成長戦略について意見交換を行い、アイ・シグマ・キャピタルとの間では、業界環境や成長戦略に加えて、当社の資本戦略についても意見交換を行いました。なお、当社は、アイ・シグマ・キャピタル以外のPEファンド2社とは、当該面談以降本書提出日までの間、追加の協議・面談等は行っておらず、本取引に関する協議・検討も行っておりません。

そのような中、アイ・シグマ・キャピタルはプライベートエクイティ投資業の一環として投資先を検討する過程において、2024年12月中旬、投資先検討において過去に会話を行ったことがある三菱ＵＦＪ銀行財務開発室を通じて、当社の紹介を受け、2025年3月27日、当社の経営陣との面談を実施したとのことです。アイ・シグマ・キャピタルは、当社の経営陣と面談する中で、旧株式会社日立製作所及び関係会社で構成される企業集団(以下「旧日立グループ」といいます。)に属する商社として、成熟業界と理解する電線、化成品、金属の各分野で1941年の設立以来(旧日立グループとしては1975年以来)、長年の取引実績に裏付けされた安定した商流を有し、その取引実績ゆえに獲得した事業基盤を有する当社に関心を持ち、当社への資本参加に向けて検討を進めてきたとのことです。このような検討の結果、アイ・シグマ・キャピタルは、当社へのデュー・ディリジェンスを通して、当社が、(i)長年の実績に裏付けられた、企業規模の大小を問わずにカバーをしている国内における幅広い顧客基盤、()高度な専門性を持ちつつ、顧客の要望に基づいた製品のカスタマイズといったサービスの提供に取り組む従業員、及び()当社の株主かつ主要仕入先で競争力を有するレゾナック、プロテリアル、伊藤忠丸紅鉄鋼及び東洋鋼鈑株式会社の各製品に係る幅広い商圏を有している点において、当社の強みがあると考え、また、アイ・シグマ・キャピタルの親会社である丸紅及びそのグループ会社(以下「丸紅グループ」といいます。)の多岐に渡るビジネスネットワーク・情報力を活用することにより、当社のガバナンス面の確立、商流における更なる付加価値の取り込み及び旧日立グループ以外の商圏の取り込みを図ることで、当社の更なる発展と企業価値の向上を図ることができ、また、企業価値の向上に向けた取り組み過程において当社に生じる不利益はないものと考えているとのことです。

また、アイ・シグマ・キャピタルは、当社の経営陣と協議する中で、当社に対して、アイ・シグマ事業支援ファンド4号の傘下としてスピード感をもって、丸紅グループの支援を行うことが必要不可欠と考え、当社を公開買付者の完全子会社にすることを企図するに至ったとのことです。

アイ・シグマ・キャピタルは、当社を公開買付者の完全子会社とすることにより、以下のようなシナジーの実現が可能であると考えているとのことです。

()エンジニアリング、在庫機能強化等を通じた高付加価値ビジネスの拡大

公開買付者が、アイ・シグマ・キャピタルのネットワークを活用し、当社に対して、エンジニアリング機能の強化に必要な人材採用及び資金面の支援を行うとともに、アイ・シグマ・キャピタルの投資先で当社と同じく商社である昭光通商にて実施した在庫機能強化施策を当社にも実施することで、当社の付加価値向上が可能であると考えているとのことです。

()海外を含む調達ネットワークの強化

当社は国内の需要家を中心とした顧客基盤を強みとする一方、丸紅グループは海外ネットワークや三国間貿易に強みがあることから、当社は、丸紅グループとの連携を通じて当社の海外を含む調達ネットワーク強化の一助となり、当社の仕入先拡充に資するものと考えているとのことです。

()経営管理強化(ガバナンス面、ＩＴインフラ面)に向けた支援

公開買付者が当社を完全子会社とすることにより、丸紅グループの商社としての管理ノウハウ等の知見、及びグローバル経営管理のプラットフォーム(各地域の現地法令や慣習に応じた展開や各種管理プログラム)の活用が可能と考えているとのことです。また、丸紅グループの人材ネットワークを活用することで、リスク管理・財務・法務等に長けた人材を補強し、適切なガバナンス体制の確立が可能になると考えているとのことです。またＩＴインフラ面では必要となるシステム刷新や、それに伴って求められるＩＴ体制の確立を公開買付者と丸紅グループによる支援で可能になると考えているとのことです。

() 商社ビジネスに最適な人事・意思決定体系の整備

丸紅グループのノウハウを活用することにより、商社ビジネスに最適な人事制度及び意思決定体系の整備が可能であると考えているとのこと。また、アイ・シグマ・キャピタルは、過去の投資を通して、社内における次世代経営人材の育成や若手の積極的な登用、事業成長戦略に沿った的確な人材支援を遂行し、知見・ノウハウを蓄積しているところ、当社の人的な経営資源を有効に活用することが可能になると考えているとのこと。

上記の期待できるシナジーを念頭に、アイ・シグマ・キャピタルと当社は、2025年3月27日に当社の資本戦略に係る初期的な協議を実施し、アイ・シグマ・キャピタルは、同日、当社に対して本取引の実施を含めた当社の資本戦略に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えたとのこと。同日、当該意向に対して、当社より、本取引の実施に向けた検討・協議を開始することを了承したとの回答を受けたとのこと。その後、2025年9月2日に、アイ・シグマ・キャピタルは、当社に対して、本取引の実施に向けた検討・協議に関する独占交渉権を求める旨の法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、同月5日に公開買付者が当社を完全子会社化した後の企業価値向上に関する基本的な方針について説明を行ったとのこと。また、アイ・シグマ・キャピタルは、2025年10月10日、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任したとのこと。

さらに、アイ・シグマ・キャピタルは、本取引の実現可能性の精査のために法務(法務アドバイザー：森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、選任日：2025年10月10日)・財務・税務・ビジネス(財務・税務・ビジネスアドバイザー：デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、選任日：2025年10月20日)のデュー・ディリジェンスを2025年10月中旬から同年12月中旬まで実施するとともに、並行して、当社との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件についての協議・検討を続けてきたとのこと。

具体的には、公開買付者は、2026年2月5日、上記の各施策を実施することで、当社の企業成長を支援することが可能であると判断し、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))を558円とする旨の法的拘束力を有する最終意向表明書(以下「本最終意向表明書」といいます。))を当社に対して提出したとのことです。その後、株式価値の算定にあたっては、まず、当社を解散した場合に株主に帰属すると見込まれる解散価値としての純資産額を基準とし、その上で、デュー・ディリジェンスの実施過程において検出された各種事項について、その内容及び当社の財政状態、経営成績並びに将来の事業運営に及ぼす影響を総合的に勘案しているとのことです。また、当社が有価証券報告書及びその他の開示資料により公表している財務情報、加えて、当社にて作成している2026年3月31日を基準日とした2027年3月期から2030年3月期までを対象期間とする事業計画も勘案しているとのことです。これらを主として、2026年3月31日を基準日として、公開買付者において、売上高、売上原価、各種費用等から構成される損益計算書(P/L)、並びに運転資本、外部からの資金借入れ等を含む貸借対照表(B/S)につき、それぞれ試算した事業計画及びキャッシュ・フローを基礎として、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)及びマーケット・マルチプル法の複数の算定方法を用いて企業価値及び株式価値を算定し、当社株式1株当たりの価値を算出したとのことです。これに対し、当社からは、同年2月9日、当社及び本特別委員会(以下に定義します。以下同じです。))の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は公正な価格とはいえず、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の抜本的な引き上げを求められたとのことです。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に検討した結果、同年2月12日、当社に対して、本公開買付価格を578円とする再提案を行ったとのことです。これに対し、当社からは、同年2月13日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格ということは到底できず、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められたとのことです。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に再検討した結果、同年2月16日、当社に対して、本公開買付価格を583円とする再提案を行ったとのことです。これに対し、当社からは、同年2月17日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格とは言えず、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには依然として全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められたとのことです。その後、上記要請を受けて、公開買付者は真摯に、慎重かつ最優先で再検討した結果、同年2月19日、当社に対して、本公開買付価格を605円とする最終提案(以下「最終提案」といいます。))を行ったとのことです。これに対し、当社からは、同日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは十分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められたとのことです。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月24日、当社に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたくて提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であって、これ以上の引き上げはできない旨の回答をしたとのことです。これに対し、当社からは、同日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは依然として十分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められたとのことです。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月25日、当社に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたくて提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であるとの考えは変わらない旨の回答を行ったとのことです。これに対し、当社から、同年2月26日、当社及び本特別委員会の見解として、公開買付者の最終提案を応諾する旨の回答を受けたことから、本公開買付価格を605円とすることについて、合意に至ったとのことです。なお、本応募合意株主とは本公開買付価格に関する交渉は行っておらず、本公開買付価格である605円を提示した上で2026年2月27日に本応募契約の締結に至ったとのことです。

以上の経緯の下で、公開買付者は、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。))を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることで、当社の企業価値向上に資するとの結論に至り、2026年2月27日に、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引が成立した後の経営方針について、アイ・シグマ・キャピタルは、当社の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることを考えているとのことですが、具体的な内容及び方法については、本取引完了後に当社の役員及び従業員と協議しながら決定していく予定とのことです。

本取引成立後にアイ・シグマ・キャピタル又はアイ・シグマ事業支援ファンド4号より数名の取締役を派遣する予定とのことですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点では未定であり、本取引完了後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引完了後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。また、公開買付者は、本取引完了後、当社との間で合併を行う予定とのことですが、その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、2024年12月中旬以降、当社を取り巻く事業環境を踏まえて当社グループが成長を果たしていくための方策に関するさまざまな検討を進めてまいりました。具体的には、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室からＰＥファンド及び事業会社複数社を紹介され、2025年３月中旬に三菱ＵＦＪ銀行財務開発室同席のもと、アイ・シグマ・キャピタルを含むＰＥファンド３社とそれぞれ面談を実施し、当社のおかれた業界環境や成長戦略について意見交換を行い、アイ・シグマ・キャピタルとの間では、業界環境や成長戦略に加えて、当社の資本戦略についても意見交換を行いました。なお、当社は、アイ・シグマ・キャピタル以外のＰＥファンド２社とは、本書提出日までの間、特段の接点を持っておらず、具体的な検討も行っておりません。

そして、当社は、アイ・シグマ・キャピタルとの間で、2025年３月27日に当社の資本戦略に係る初期的な協議を実施し、アイ・シグマ・キャピタルから、本取引の実施を含めた当社の資本戦略に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を受領しました。これに対し、当社は、本取引の実施に向けた検討・協議を開始することを了承したとの回答をしました。

そして、当社は、2025年9月2日、公開買付者から、本意向表明書を受領するとともに、公開買付者が当社を完全子会社化した後の企業価値向上に関する基本的な方針について説明を受けました。当社は、公開買付者との間で協議を開始することや本取引の実施等を含めて慎重に検討したところ、2025年9月中旬、本取引の実施が当社の企業価値向上(具体的な内容は、大要下記に記載のとおりです。)に資する可能性があると考えに至り、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定するとともに、本取引の検討及び公開買付者との交渉に備えるため、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年9月11日、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者、丸紅グループ及び当社のいずれからも独立した、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJ銀行財務開発室を、当社のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選任いたしました。また、本取引はマネジメント・バイアウトや支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本公開買付けの成立後、公開買付者が当社の支配株主となり、本スクイズアウト手続が想定されていることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が、当社の一般株主にとって公正であることを確認することを目的として、2025年9月11日付で、外部有識者である太田大三氏(弁護士・弁理士・丸の内総合法律事務所・パートナー)、松本亨(公認会計士・松本亨公認会計士事務所・パートナー・所長)氏及び浅沼大貴氏(弁護士・北浜法律事務所・パートナー)の3名によって構成される、公開買付者及び当社のいずれからも独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を構築いたしました(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、本応募契約(プロテリアル)を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、本応募契約(レゾナック)を締結したレゾナックにて勤務しており、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)及び本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためです。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためです。

さらに、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2025年9月2日に公開買付者から本意向表明書を受領した後、TMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本公開買付けに係る協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員を兼務しておらず、かつ、過去にアイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員としての地位を有していたことのない、今野博文氏(取締役社長兼営業本部長兼事業強化推進室)、森本昇氏(常務取締役管理本部長兼海外統括部長兼経営改革推進室長)及び内田雄治氏(常務取締役営業副本部長兼大阪支店長)に、執行役員3名及び従業員4名を加えた計10名の社内プロジェクトチームを組成しております。また、かかるプロジェクトチームは、本特別委員会とともに当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に専属的に関与しており、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

そして、当社による上記体制の整備後、本特別委員会は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室及びＴＭＩ総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び意義・目的、本取引後の経営体制・方針、本公開買付価格を含む本取引の諸条件等について、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

具体的には、本特別委員会は、2025年10月17日付で、公開買付者に対し、本取引の目的及び経緯・背景、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他影響の内容、公開買付者及び当社のシナジーの創出に向けた具体的な施策、並びに本取引後に想定している当社の経営体制や成長戦略等について書面による質問を提出し、公開買付者から、2025年12月5日付で回答を受領いたしました。その後、本特別委員会は、2025年12月10日付で、公開買付者に対するインタビューを実施し、上記の内容について説明を受け、これに対する質疑応答を行いました。

また、本公開買付価格について、当社は、2026年2月5日、公開買付者から、本公開買付価格を558円とする旨の本最終意向表明書を受領しました。これに対し、当社は、2026年2月9日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、公正な価格とは言い難いとの結論に至り、公開買付価格の抜本的な引き上げを要請しました。

その後、当社は、2026年2月12日、公開買付者から、本公開買付価格を578円とする旨の再提案を受領しました。これに対し、当社は、2026年2月13日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、依然として公正な価格とは言い難いとの結論に至り、本公開買付価格の大幅な引き上げを要請しました。

その後、当社は、2026年2月16日、公開買付者から、本公開買付価格を583円とする旨の再提案を受領しました。これに対し、当社は、2026年2月17日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の一般株主の利益保護の観点から、依然として公正な価格と言うことは到底できないとの結論に至り、本公開買付価格について抜本的に増額された金額を提案するよう要請しました。

その後、当社は、2026年2月19日、公開買付者から、本公開買付価格を605円とする旨の最終提案を受領しました。これに対し、当社は、2026年2月19日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、当社の少数株主の立場からは十分とはいいいがたいとの結論に至り、本公開買付価格の一層の引き上げを要請しました。

その後、当社は、2026年2月24日、公開買付者から、本公開買付価格として提案した605円は、デュー・ディリジェンスの結果や当社のマネジメントとの面談を通じ、本取引の個別要素を鑑みた上で提示可能な最大限の価格であり、一般株主の利益に十分に配慮された価格であることから、最終かつ最善の価格であると考えており、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を受領しました。これに対し、当社は、2026年2月24日、当社及び本特別委員会の見解として、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは依然として十分とはいいいがたいとの結論に至り、本公開買付価格の一層の引き上げを要請しました。

その後、当社は、2026年2月25日、公開買付者から、本公開買付価格として提案した605円は、本取引の個別要素を鑑みた上で提示可能な最大限の価格であり、一般株主の利益に十分に配慮された価格であることから、最終かつ最善の価格であるとの考えに変更はなく、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を受領しました。

これに対して、当社は、2026年2月26日に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーからの助言も参考に、真摯に検討した結果、提案内容を応諾しました。

以上の経緯のもとで、当社は、本特別委員会から、2026年2月26日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けております。本答申書の概要については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

また、当社は、2026年2月26日付で、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から当社株式に係る株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書」といいます。)の提供を受けております。

その上で、当社は、2026年2月27日、当社株式価値算定書の内容及びT M I 総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下の観点から本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しております。

上記「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社グループが事業を営む、電線関連製品、化成品関連製品、金属関連製品の仕入・販売事業に係る事業環境等を踏まえると、当社においては、(a)ガバナンスの向上とコンプライアンス精神の徹底、(b)既存の流通機能に加えて新たな付加価値を提供可能な戦略の実行、(c)適切な粗利率の確保と業務の生産性向上による利益獲得、(d)主に国内外の仕入機能の拡充による安定した資本構造の構築が必要不可欠と認識しておりますが、当社は、本取引を実施することで、下記()～()に記載のシナジーが想定されるため、当社の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むことができるとの考えに至りました。

()ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化

総合商社である丸紅を親会社とし、当社と同様に専門商社である昭光通商への投資実績もあるアイ・シグマ・キャピタルが有する専門商社の管理運営に関するノウハウを活用することで、当社の課題であるガバナンス及びコンプライアンス体制について、国外を含めた各地域の現地法令や慣習に応じた整備をすることが可能となり、当社における更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることができると考えております。

()付加価値の高いビジネスモデルへの移行

丸紅グループの有する広範なノウハウ及び人材ネットワークを活用することにより、当社グループにおいて商品売買の仲介にとどまらず、エンジニアリング機能、在庫機能・物流機能や加工機能等の付加価値の高いサービスを併せて提供し、より収益性の高いビジネスモデルの確立が可能になると考えております。特に、エンジニアリング機能に関して、丸紅グループが有する人材ネットワーク及び採用ノウハウを活用することにより、当社単独では確保が困難であった専門性の高い人材の獲得が可能となり、当社の技術力及び開発体制の高度化を図ることができると見込んでおります。また、在庫機能については、丸紅グループのリスク管理ノウハウを活用し、当社における在庫保有に伴う資金負担や在庫変動リスクを計量化した上で、それらのリスクと期待収益を衡量し、取扱製品の選別や在庫水準の最適化を図ることにより、当社の事業効率及び収益性の向上を図ることができると考えております。

()ITシステムの強化による業務の効率化・自動化

丸紅グループにおけるDXやITシステムについての知見を積極的に活用することにより、当社グループのITシステムについて効果的な投資を実施して業務の効率化を図り、生産性を向上することが可能になると考えております。

()国内外における調達機能の向上

丸紅グループの国内外の調達ネットワークを活用することで、当社において、海外の仕入先を含む新たな仕入先からの調達の拡充を実現し、多様化する顧客のニーズに応え、国内外での調達機能の向上を図ることが可能となると考えております。

当社は、上記のシナジーの実現のためには、アイ・シグマ・キャピタル及び丸紅グループとの緊密な連携が必要になるところ、現状のように多数の株主が存在する中でアイ・シグマ・キャピタルとの資本業務提携を実施すると、同社との間の取引条件の公正性を確保するための体制整備等が必要となり、迅速なシナジー実現が困難となる可能性が高く、迅速かつ確実に上記各シナジーを実現するためには本取引を通じて当社が公開買付者の完全子会社となることが望ましいと考えました。他方、当社には540名以上にもぼる多数の株主が存在するものの、

本応募合意株主以外の大半は僅少な株式しか保有しておらず、当社株式は金融商品取引所に上場していないためにその流動性は極めて乏しく、約500名存在する個人株主においては高齢化が進んでおり、これらの個人株主も含めて株式売却の希望が多数寄せられる中で、以下に述べるとおり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件の妥当性に鑑みれば、本取引は当社の株主の皆様に対しても、当社株式についての合理的な売却機会を付与する点で望ましいとの結論に至りました。

一方で、当社は、本取引を実施することによるデメリットについても検討いたしました。もっとも、当社は、非上場会社であるため、資金調達や社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保といった一般に上場企業が享受していると考えられるメリットを現在享受しておらず、本取引を行うことで当社に生じうる固有のデメリットは特段ないと考えております。また、当社は、本取引の実施により既存の株主との間の資本関係が消失するものの、既存の株主である取引先については、長年の取引で資本関係に依存しない信頼関係を築いていることから特段のデメリットはなく、アイ・シグマ・キャピタルの傘下に入る点においても、特段のデメリットやディスシナジーはないと考えています。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(ア)本公開買付価格が、当社株式価値算定書におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内の金額であること

(イ)本公開買付価格の決定に際しては、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていることにより、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

(ウ)本公開買付価格が、利益相反を回避し、本取引の公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、当社と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること

(エ)本取引の取引条件は、本答申書においても、公正であると判断されていること

以上より、当社は、2026年2月27日付の当社取締役会において、当社の意見として、当社取締役4名(今野博文氏、森本昇氏、内田雄治氏及び松永進氏)の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記当社取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び当社のいずれからも独立した、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJ銀行財務開発室に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年2月26日付で、三菱UFJ銀行財務開発室より当社株式価値算定書を取得いたしました。

なお、三菱UFJ銀行財務開発室は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

なお、法人としての三菱ＵＦＪ銀行は、公開買付者に対して融資を行うことが予定されており、公開買付者との間で本応募契約(三菱ＵＦＪ銀行)を締結しておりますが、三菱ＵＦＪ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。)第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、三菱ＵＦＪ銀行における貸付を行う部署及び本応募契約(三菱ＵＦＪ銀行)を締結した虎ノ門支店取引先第三課とは独立した立場から、当社株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、当社は、当社株式の株式価値の分析にあたっては、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱ＵＦＪ銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断しております。また、本取引に係る三菱ＵＦＪ銀行財務開発室に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行や本取引が不成立となった場合にも当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系も含まれていること等を踏まえ、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三菱ＵＦＪ銀行財務開発室を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪ銀行財務開発室の独立性及び専門性に問題ないこと、並びに、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

算定の概要

三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、複数の算定手法の中から当社株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業かつ非上場会社であることを前提に、当社の事業概況及び直近の業績も考慮した上で、将来の事業活動の状況も算定に反映するためにＤＣＦ法を用いて、当社の１株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、2026年２月26日付で三菱ＵＦＪ銀行財務開発室より当社株式価値算定書を取得いたしました。

上記手法に基づいて算定された当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

ＤＣＦ法　：602円から768円

ＤＣＦ法では、当社が作成した2027年３月期から2030年３月期までの４期分の事業計画(以下「当社事業計画」といいます。)を基に、当社事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年３月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たり価値の範囲を602円から768円までと算定しております。

三菱ＵＦＪ銀行財務開発室がＤＣＦ法による分析に用いた事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

また、当社事業計画は、本公開買付けの実行を前提として作成されたものではありません。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。

(注) 三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、当社株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社において一切認識されていないことを前提としています。三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、当社株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は当社による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、使用情報をそのまま採用しています。三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、当社及びその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません(これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。)。当社株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。当社株式価値算定書において、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定を前提として分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。三菱ＵＦＪ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではありません。当社株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手しうる追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なり、したがって、当社株式価値算定書の内容も大きく変わる可能性があります。当社株式価値算定書は、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに当社株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。当社株式価値算定書は、本取引が適法かつ有効に実施されること、及び本取引の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本取引によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は非上場会社のため、該当事項はありません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための本スクイズアウト手続を行うことを企図しているとのことです。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定とのことです。

株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対して株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた当社株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

なお、当社は、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、当社取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定です。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年6月中旬から同月下旬頃を予定しているとのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、当社の株主の皆様は、株式併合がその効力を生ずる日において、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該当社の株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。なお、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定とのことです。公開買付者は、当社の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう当社に要請する予定とのことです。

なお、当社は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)は、当社に対し、自己の所有する当社株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定とのことであり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

また、本スクイーズアウト手続により当社の完全子会社化が2026年6月30日までの間に完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、当社に対し、2026年3月期に係る当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、当社の完全子会社化が完了した後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。そのため、2026年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があるとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいませすようお願いいたします。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないとのことです。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)取引にも該当しないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社は、公開買付者が本取引を通じて当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社を完全子会社化することを目的としているとのことであり、公開買付者は、本応募合意株主との間において、本応募合意株主が所有する当社株式の全てについて、本応募契約を締結していることから、本応募合意株主と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の 乃至 の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、以下の記載のうち当社において実施した措置等については、当社から受けた説明に基づくものとのことです。

(注) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が当社の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって当社の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び当社のいずれからも独立した、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJ銀行財務開発室に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年2月26日付で、三菱UFJ銀行財務開発室より当社株式価値算定書を取得いたしました。

当社が三菱UFJ銀行財務開発室より取得した当社株式価値算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び当社のいずれからも独立した、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、当社のリーガル・アドバイザーとして選任されることを承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続が想定されており、公開買付者は、本公開買付けの成立後に当社の支配株主に該当することとなる可能性があることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が一般株主にとって公正であることを確認することを目的として、2025年9月11日付で、外部有識者である太田大三氏(弁護士・弁理士・丸の内総合法律事務所・パートナー)、松本亨氏(公認会計士・松本亨公認会計士事務所・所長)及び浅沼大貴氏(弁護士・北浜法律事務所・パートナー)の3名によって構成される、公開買付者及び当社のいずれからも独立した本特別委員会を設置し、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、本応募契約(プロテリアル)を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、本応募契約(レゾナック)を締結したレゾナックにて勤務しており、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)及び本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためです。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためです。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(a)本取引が当社企業価値の向上に資するか否か、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引の取引条件の公正性(買付者との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性を含む。)、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が当社の一般株主にとって公正であるか否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、本諮問事項についての本答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

さらに、本特別委員会に対しては、本取引に関与する当社の役職員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求め、その他の調査を行う権限、本取引の取引条件の交渉に際して、適時に報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請等を行う等により当社が公開買付者との間で行う本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び本特別委員会が必要と認める場合には、当社取締役会が本取引のために選定した者とは異なる弁護士、公認会計士その他アドバイザーから助言を受ける権限を付与すること(この場合の費用は当社が負担すること)を決議しております。

なお、本特別委員会は、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任しておりません。また、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

本特別委員会においては、本諮問事項についての協議及び検討を行うにあたり、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、公開買付者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、公開買付者との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は当社のファイナンシャル・アドバイザーである三菱ＵＦＪ銀行財務開発室が当社の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。さらに、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けております。

その後、本特別委員会は、当社及び三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から、公開買付者と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で605円という最終的な合意に至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に意見する等して、公開買付者との交渉過程に関与いたしました。

さらに、ＴＭＩ総合法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、当社及び三菱ＵＦＪ銀行財務開発室からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪ銀行財務開発室並びに当社のリーガル・アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月26日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

()本取引が当社企業価値の向上に資するか否か

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社並びに公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル及びアイ・シグマ事業支援ファンド４号(公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル及びアイ・シグマ事業支援ファンド４号を総称して、以下「公開買付関連当事者」といいます。)及び公開買付関連当事者に対してヒアリングを行い、上記「３ 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の内容の説明を受け、その具体的な内容の確認及び検討を実施した。

本公開買付けを含む本取引の目的等には、いずれも不合理な点はなく、本取引は当社の企業価値の向上に資することを企図するものであり、本特別委員会は、本取引は当社の企業価値向上に資すると認められると判断するに至った。

()本取引に係る交渉過程の公正性

(1) 外部専門家の専門的助言等

当社が本取引について検討するにあたっては、公開買付関連当事者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪ銀行財務開発室並びにリーガル・アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格を始めとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室及びＴＭＩ総合法律事務所が公開買付関連当事者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことから、その独立性に問題がないことを確認し、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

(2) 本特別委員会の設置及び本特別委員会の意見を最大限尊重すること

当社は、本取引はマネジメント・バイアウト(MBO)や支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続が想定されており、公開買付者は、本公開買付けの成立後に当社の支配株主に該当することとなる可能性があることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保するために、2025年9月11日付け取締役会決議にて、公開買付者及び当社から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置する旨を決議し、本取引を検討するための体制を構築している。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、公開買付者との間で応募契約を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、公開買付者との間で応募契約を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、公開買付者との間で応募契約を締結したレゾナックにて勤務しており、公開買付者とレゾナック、プロテリアル及び伊藤忠丸紅鉄鋼との間の各応募契約はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためである。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためである。

また、当社は、本特別委員会に対する諮問について、当社による本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行わないことを事前に決議している。

なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していない。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(3) 当社による協議・交渉

当社は、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付関連当事者との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、当社は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室を通じて、公開買付関連当事者からの本公開買付価格の提案に対して、2026年2月5日以降、5回にわたり価格提案の出し直しを求めるなど、繰り返し価格交渉を実施した。なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、公開買付関連当事者への主張内容について具体的に意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会は公開買付関連当事者との交渉過程に実質的に関与している。

そして、その交渉の結果として、605円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり558円とする公開買付者の当初の提案より、47円の価格引上げを引き出している。

(4) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与

当社において本取引の検討に関与する役職員の中に、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付関連当事者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

(5) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定している。公開買付期間を法令で定められた期間より長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図している。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本取引においては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定されていない。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められることに加え、上記(1)乃至(5)に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限が設定されていなくても、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考える。

(7) 適切な情報開示及び強圧性の排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後に実施される予定の本スクイーズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、当社が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

また、本スクイーズアウト手続は、株式売渡請求又は株式併合によって行われる予定であり、本取引に反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されるスキームとなっており、株式売渡請求を行う場合においては、各株主の所有していた当社株式1株当たりの対価として、各株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定であり、また、株式併合を行う場合においては、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう株式併合により生じる端数の合計数の売却代金が算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められ、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(8) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本特別委員会は、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると判断するに至った。

- ()本取引の取引条件の公正性(買付者との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性を含む。)

(1) 三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による株式価値算定書

当社が、公開買付関連当事者及び当社グループのいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から2026年2月26日付で取得した当社株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値は、DCF法によると602円から768円とされている。

本公開買付価格は、当社株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室及び当社に対して評価手法の選択や算定の基礎となる当社事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った。

なお、当社事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていない。

以上を検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(2) 当社の株主コミュニティにおける株価に対するプレミアム水準の妥当性

本公開買付価格(605円)は、直近に行われた2026年2月5日付での株主コミュニティにおける当社株式の売買価額121円に対して400.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同じとする。)、過去6か月の株主コミュニティにおける当社株式の売買価額の単純平均値121円(小数点以下第一位を四捨五入。))に対して400.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、相応なプレミアムが付された価格であると評価できる。

(3) 交渉過程の手続の公正性

上記のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(4) 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった一般株主は、本公開買付けの後に実施される予定の完全子会社化の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定である。

(5) 本取引の対価の種類の妥当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、公開買付者が非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい公開買付者の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(6) 本取引の対価の種類の妥当性

本特別委員会は、以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

- ()本取引(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が当社の一般株主にとって公正であるか否か

本特別委員会は、本特別委員会の審議において当社の一般株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記()乃至()に記載の事項を踏まえて、本取引が当社の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本公開買付けに係る当社の意見表明を含め、本取引は当社の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者から独立した立場で、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2025年9月2日に公開買付者から本取引に関する意向表明書を受領した後、TMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本公開買付けに係る協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員を兼務しておらず、かつ、過去にアイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員としての地位を有していたことのない、今野博文氏(取締役社長兼営業本部長兼事業強化推進室)、森本昇氏(常務取締役管理本部長兼海外統括部長兼経営改革推進室長)及び内田雄治氏(常務取締役営業副本部長兼大阪支店長)に、執行役員3名及び従業員4名を加えた計10名の社内プロジェクトチームを組成しております。また、かかるプロジェクトチームは、本特別委員会とともに当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に専属的に関与しており、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した当社株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、当社の企業価値の向上、少数株主の皆様の利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記したシナジーの発現を通じて、当社の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む取引条件については、当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断し、2026年2月27日付の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

上記の取締役会においては、当社取締役4名(今野博文氏、森本昇氏、内田雄治氏及び松永進氏)の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の取締役4名において、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する役員は存在しておりません。

また、当社の監査役2名全員(沖山和彦氏、大倉健太郎氏)が上記の決議について異議がない旨の意見を述べております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意をしていないとことです。また、公開買付者は、公開買付期間について法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、当該法定期間より長期間である30営業日としているとことです。公開買付者は、公開買付期間を当該法定期間より比較的長期に設定することにより、当社株券等の所有者の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しているとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本応募合意株主との間で、それぞれ、2026年2月27日付で、概要以下の本応募契約を締結しているとのことです。

なお、本応募契約以外に、本応募合意株主との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けの応募の対価のほかに、公開買付者から本応募合意株主に対して供与される利益は存在しないとのことです。

本応募契約(レゾナック)

公開買付者は、レゾナック(所有株式：792,500株、所有割合：13.27%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(レゾナック)を締結しているとのことです。本応募契約(レゾナック)の概要は以下のとおりとのことです。

- (i)レゾナックは、レゾナックが所有する当社株式792,500株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()レゾナックは、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、レゾナックが所有する当社株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしうる取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者とのかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
- ()レゾナックは、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会におけるレゾナックが所有する当社株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行つか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()レゾナックは、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、当社をして、契約締結日におけるレゾナック及び当社の間の取引について、契約締結日以降1年間、契約締結日時点の取引条件を不合理に変更せず又は変更させないこと。
- ()上記のほか、公開買付者及びレゾナックによる表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。

(注) 本応募契約(レゾナック)においては、レゾナックは、公開買付者に対して、 設立及び存続、 本応募契約(レゾナック)の締結及び履行、 強制執行可能性、 法令等との抵触の不存在、 許認可等の履践、 倒産手続等の不存在、 反社会的勢力との関係の不存在、 株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、レゾナックに対して、 設立及び存続、 本応募契約(レゾナック)の締結及び履行、 強制執行可能性、 法令等との抵触の不存在、 許認可等の履践、 倒産手続等の不存在、 反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

本応募契約(プロテリアル)

公開買付者は、プロテリアル(所有株式：755,666株、所有割合：12.66%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(プロテリアル)を締結しているとのことです。本応募契約(プロテリアル)の概要は以下のとおりとのことです。

- ()プロテリアルは、プロテリアルが所有する当社株式755,666株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()プロテリアルは、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、プロテリアルが所有する当社株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしうる取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者とのかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。

- ()プロテリアルは、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会におけるプロテリアルが所有する当社株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()プロテリアルは、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、当社をして、契約締結日におけるプロテリアル及び当社の間の取引について、契約締結日以降、契約締結日時点の取引条件を維持し、また、維持させること。
- ()上記のほか、公開買付者及びプロテリアルによる表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。
- (注) 本応募契約(プロテリアル)においては、プロテリアルは、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(プロテリアル)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、プロテリアルに対して、設立及び存続、本応募契約(プロテリアル)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)

公開買付者は、伊藤忠丸紅鉄鋼(所有株式：254,000株、所有割合：4.25%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結しているとのことです。本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の概要は以下のとおりとのことです。

- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する当社株式254,000株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()公開買付期間の末日の5営業日前までに、公開買付者以外の第三者が、当社株式を対象として買付予定数の上限なく本公開買付価格を5%以上上回る買付価格による公開買付け(以下「対抗提案」といいます。)を開始した場合、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に直に対抗提案の内容を書面で通知するとともに、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができる。この場合、公開買付者が、当該協議の申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は公開買付期間末日の前日のいずれか早い日まで本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価以上の金額に変更しない場合に限り、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に書面で通知することにより、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを行わず、又は、撤回することができる。
- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日(但し、伊藤忠丸紅鉄鋼が、上記()に従い本公開買付けへの応募を行わない又は撤回した場合には当該日)までの間、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する当社株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしようとする取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者との間でかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、本公開買付けに係る決済日以降に、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会における伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する当社株式の全て(但し、本公開買付けにより公開買付者が伊藤忠丸紅鉄鋼から買い付けた株式に限る。)に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、当社をして、契約締結日における伊藤忠丸紅鉄鋼及び当社の間の取引について、契約締結日以降、契約締結日時点の取引条件を維持し、また、維持するよう合理的な範囲で努めること。

()上記のほか、公開買付者及び伊藤忠丸紅鉄鋼による表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。

(注) 本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)においては、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、伊藤忠丸紅鉄鋼に対して、設立及び存続、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

本応募契約(三菱UFJ銀行)

公開買付者は、三菱UFJ銀行(所有株式：50,000株、所有割合：0.84%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結しております。本応募契約(三菱UFJ銀行)の概要は以下のとおりとのことです。

- ()三菱UFJ銀行は、三菱UFJ銀行が所有する当社株式50,000株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()三菱UFJ銀行は、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、三菱UFJ銀行が所有する当社株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしようとする取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者とのかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
- ()三菱UFJ銀行は、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会における三菱UFJ銀行が所有する当社株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()上記のほか、公開買付者及び三菱UFJ銀行による表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意しているとのことです。
- (注) 本応募契約(三菱UFJ銀行)においては、三菱UFJ銀行は、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(三菱UFJ銀行)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、三菱UFJ銀行に対して、設立及び存続、本応募契約(三菱UFJ銀行)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
今野 博文	代表取締役社長 営業本部長	24,000	24
森本 昇	常務取締役 管理本部長 海外統括部長	22,000	22
内田 雄治	常務取締役 営業本部副本部長 大阪支店長	7,000	7
松永 進	取締役	-	-
沖山 和彦	監査役	-	-
大倉 健太郎	監査役	-	-
計	-	53,000	53

(注1) 役職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役松永進氏は、社外取締役です。

(注3) 監査役沖山和彦氏及び大倉健太郎氏は、社外監査役です。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上